

阿南工業高等専門学校図書館規則

(昭和48年10月 1 日)

(規 則 第 3 号)

(目的)

第1条 阿南工業高等専門学校図書館（以下「図書館」という。）の円滑な管理及び運営を図るため、この規則を定める。

(施設)

第2条 図書館に次の各室を設ける。

- (1) 閲覧室
- (2) 書庫
- (3) 図書事務室

(図書)

第3条 図書館の管理する図書は、次の3種類とする。

- (1) 閲覧用図書
- (2) 教員研究用図書
- (3) 事務用図書

2 教員研究用図書は、その教員室において保管の責を負う。

3 事務用図書は、その事務室において保管の責を負う。

(図書館長)

第4条 図書館に図書館長を置く。

2 図書館長は、教授又は准教授の中から校長が任命する。

(図書館長の任務)

第5条 図書館長は、次の事項を掌理する。

- (1) 図書館の管理及び運営に関する事項
- (2) 学生の図書館教育に関する事項
- (3) 図書館資料の購入計画及び選定に関する事項
- (4) その他必要な事項

(図書委員会)

第6条 図書館の管理及び運営について審議するため、図書委員会を設ける。

2 図書委員会に関する事項は、別に定める。

(利用)

第7条 図書館を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本校の教職員
- (2) 本校の学生
- (3) 本校の名誉教授
- (4) 一般の利用者

2 この規則に定めるもののほか、図書館の利用に関する必要な事項は、別に定める。

(個人情報の漏えい防止)

第8条 図書館において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記

録されている個人情報（公文書等の管理に関する法律施行令第4条第5号で規定する個人情報という。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（機構規則第65号）第40条の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

（寄贈）

第9条 図書館は、図書の寄贈を受けることができる。

（規則の改正）

第10条 この規則の改正は、運営委員会の議を経て、校長が決する。

附 則

1 この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校図書室規則（昭和39年4月1日規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年11月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年10月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年5月20日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年5月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。